

名古屋市農業委員会 令和4年第11回総会 議 事 録

- 開催日時 令和4年11月21日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時10分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第73号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第74号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第75号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第76号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第77号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第78号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第79号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第80号議案 遊休農地の認定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農業委員会等に関する法律第38条における意見の提出について

(4) その他

(5) 閉会

令和4年第11回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	原 田 晴 充 委員		
		6 番	石 田 正 彦 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	岩 田 公 雄 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員		
		1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員		
		2 6 番	竹 川 孝 司 委員
		2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 4 年第 11 回総会（令和 4 年 11 月 21 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年第 11 回総会を始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思えます。（5 ページ・議案番号 3-12 の願出者の氏名を訂正） 以上、お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 4 年第 11 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 73 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 80 号議案「遊休農地の認定について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、原田晴充委員及び二村利久委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、始めに、第 73 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-2 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-2 の農地につきまして、11 月 7 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人が営農規模縮小のため、本農地の売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため、本農地を取得することを希望しています。

	申請地である中川区富永四丁目の 2 筆は、現在耕作準備中の状態でした。 また、譲受人世帯の所有地は、全て良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 本件につきましては、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それでは、第 73 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 73 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 74 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-7 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-7 の農地につきまして、11 月 2 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 願い出のありました中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑は、ミカ

ン、イチジクなどの果樹が作付けされ、良好に管理されておりました。

このことから、お亡くなりになるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、11 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、願出者が、生産緑地である名古屋市茶屋新田土地区画整理事業仮換地の 1 筆 933.7 平米、従前地 港区東茶屋二丁目始め 8 筆の主たる従事者であることにつき、証明を願い出たものです。

願出者は、極度の変形性膝関節症のため、農作業が不可能になり、今後回復の見込みがないことを、医師の診断書にて確認しております。

なお、本件願い出に係る生産緑地の現況につきまして、調査した結果、畑で、区画整理中の為、作止めの状況でした。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 74 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 74 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 75 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-24 から 1-30 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-24 から 1-30 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、11 月 2 日と 4 日の両日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-24、天白区菅田一丁目の 1 筆には、ミカンが栽培されていました。 受付番号 1-25、緑区大高町字一番割の 1 筆は田で、稲刈り後の状況、同 1 筆は畑で、耕作準備中でした。 次に、受付番号 1-26 と 1-27 について、この 2 件は、2 筆とも共同所有の農地についての申請で、納税猶予の対象面積はそれぞれ願出者の持ち分に応じたものとなっています。 願出者の 2 人は兄弟で、耕作は兄弟で行っており、緑区桶狭間神明の 1 筆には、栗のほか、カブ、白菜が、同 1 筆には、ミカンや桃のほか、大根、キャベツが、栽培されていました。 受付番号 1-28、天白区池場四丁目の 1 筆には、ミカン、柿

が、同 1 筆には、白菜、ニンジンなどが栽培されていました。

受付番号 1-29、天白区池見一丁目の 1 筆には、柿が、同 1 筆には、ネギなどが栽培されているほか耕作準備中。同 2 筆は一体で、柿が栽培されていました。また、池見二丁目 1 筆には、ミカンが、表山三丁目の 1 筆には、ミカンや柿が、栽培されていました。元八事一丁目の 1 筆には、ニンジンが栽培されているほか耕作準備中でした。

受付番号 1-30、天白区池場一丁目の 1 筆には、梅、ミカンなどが、土原四丁目の 1 筆には、ミカンが、それぞれ栽培されていました。

以上、いずれも、農地として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-20 から 2-22 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-20 から 2-22 について、11 月 2 日と 4 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-20 は、4 筆が田で、水稻収穫済、1 筆が畑でさといもが作付けされていました。

受付番号 2-21 は、田の一部が畑になっており、田は水稻収穫済、畑はブロッコリー、サツマイモ、大根等が作付けされていました。

受付番号 2-22 は、3 筆とも畑で、キャベツ、サツマイモ、サ

トイモ等が作付けされていまして。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-12 から 3-16 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号3-12から3-16の農地につきまして、11月2日と4日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号3-12の中川区富田町大字千音寺字十六割の1筆、同字稲屋の1筆は、現在区画整理中につき作止め中でした。

受付番号3-13と3-14の2件につきましては、共有名義ということで願出者は異なるものの、同じ筆にかかる申請のため、まとめてご報告させていただきます。中川区高杉町の1筆の畑には、レモン、夏ミカン、オクラ、ナスなどが、法華西町の1筆の畑には柿、夏ミカンが作付けされており、良好に管理されていまして。

受付番号3-15の中川区東起町一丁目の1筆の田は稲刈り後の状態、同1筆の畑にはハウレンソウ、大根が、中川区高杉町の2筆の畑にはエンドウ、大根が、同1筆の畑にはタマネギ、エンドウ、ネギ、ピーマンなどが作付けされており、良好に管理されていまして。

受付番号3-16の中川区長須賀二丁目の1筆の畑には、トウモロコシ、サトイモ、カブなどが作付けされており、良好に管理されていまして。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-13 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-13 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、11 月 2 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区西茶屋三丁目始め 2 筆は、田で、稲刈り後の状況で、港区藤高四丁目の 1 筆は、畑で、エダマメ、ネギ等が作付けされ、良好に管理されていました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 75 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 75 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 76 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-9 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農	受付番号 1-9 の農地について、担当委員さんと事務局職員

政課長	で、11月2日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の、緑区桶狭間南始め4筆は、本年所有者が亡くなられ、子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請の緑区桶狭間南の3筆には、一体でブドウなどが、野末町の1筆には、梅や栗が、それぞれ栽培され、いずれも良好に管理されていました。 また、自ら耕作されていることを確認しました。これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第76号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第76号議案の案件は証明いたします。 次に、第77号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号3-2及び3-3について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長	受付番号 3-2 及び 3-3 の農地につきまして、11 月 7 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-2 は、所有者が納税猶予の適用を受けている農地を自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 照会のありました 8 筆のうち、中川区富永三丁目始め 7 筆は田で、すべて稲刈り後の状態でした。水里三丁目の 1 筆の畑には、キャベツ、レタスが作付けされ良好に管理されており、所有者が相続して以来、自らの農地として管理されてきたことを確認しました。 受付番号 3-3 は、所有者が納税猶予の適用を受けている農地を自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 照会のありました、中川区水里二丁目始め 9 筆は、すべて田で、稲刈り後の状態であり、相続人が相続して以来、自らの農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-6 につきまして、11 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

	照会のあった農地、港区川園三丁目始め 2 筆は田で、稲刈り後の状況で、港区東茶屋一丁目始め 4 筆は畑で、ニンニク、ワケギなどが作付けされておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 77 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。 ご異議なしと認め、第 77 号議案の案件は承認することといたします。 次に、第 78 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料①をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、12 ページの農用地利用集積計画案の第 10 号について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	農用地利用集積計画案の令和 4 年度第 10 号の農地につきまして、11 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査

しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、申請者が利用権の設定を受ける者として、営農規模拡大のため借受けの希望を出され、所有者との間で合意に至り、賃借権による３年間の利用権設定の申請がなされたものです。

申請地である中川区江松西町の１筆の田は耕作準備中の状態、また、申請者が現在耕作しているその他の農地はすべて良好に管理されていました。そのため、申請地についても引き続き適正に管理されることが見込まれます。

申請にあたって、申請者の妻と面談を行いましたが、代々農業に携わってきた農家で、知識、技術も十分にあること、また、申請地の近くに自ら所有・管理する田もあることから、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

なお、配布資料①に記載のとおり、「利用権の存続期間」や「有益費の償還」などの内容についても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようでございますね。

それではここで、第 78 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。11 ページをご覧ください。

	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 78 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。 異議なし。 ご異議なしと認め、第 78 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 79 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。 こちらは、中川区包里地区における令和 5 年産米に向けた農地中間管理事業による農地の貸し借りに関する案件です。 議案の 18 ページをご覧ください。配付資料の②、③についても、合わせてご覧ください。 それでは、第 79 号議案について、事務局より説明をお願いします。 本件は、農地中間管理事業による利用権設定を行うものです。
委員	
議長（会長）	
主査	

今回は中川区包里地域におきまして、人・農地プランが作成され、令和5年産米にむけた農地中間管理機構への貸し出し申し込みがありましたので、農用地利用集積計画を作成するものです。お手数ですが配付資料②をご覧ください。

まず、農地中間管理事業についてでございます。こちら図にありますように、農地の貸し出しを希望する出し手から、農地中間管理機構が農地を借受けまして、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮しまして受け手に貸付けするという制度でございます。資料裏面をご覧ください。

次に農地中間管理事業の流れについてでございます。手続きとしましては、名古屋市が農用地利用集積計画の案を作成しまして、こちら農業委員会での審査、決定を経まして計画を定めることとなっております。この計画によりまして、出し手から農地中間管理機構が農地を借受け、受け手に貸し付けます。資料飛んで恐縮でございます。総会議案18ページをご覧ください。今回作成する農用地利用集積計画の案でございます。今回主な受け手となりますのは3名で、うち1名は人・農地プランにおきまして中心経営体に位置付けられた方でございます。他2名につきましては、元々この地域で自作をされておりましたけれども、今回場所移動していただくため自身が所有する農地を貸付け、他の農地を借受けるということから受け手というかたちになってございます。また新たに、今回57筆約1.6ヘクタールの農地の利用権設定を予定しておりまして、田につきましては賃借権、畑につきましては使用賃借権を設定するものです。

また資料飛んで恐縮でございます。配付資料③をご覧ください。第79号議案につきまして、審議のポイントをまとめてございます。

農地中間管理事業により利用権を設定する際には、農業経営

基盤強化促進法に基づきまして、基本構想に適合すること及び、所有権者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要があります。今回の議案では必要なすべての要件を満たしておりますことをご確認いただければと思います。なお今回、中川区包里地域におきましては、初めての中間管理事業の実施でございまして、この地域の農地面積約 2 ヘクタールのうち、83.5 パーセントの農地が今回中心経営体に集積されることとなります。事務局からの説明は以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それではここで、第 79 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。17 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 79 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 79 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 80 号議案、遊休農地の認定について、審議を行います。

配付資料④の「遊休農地の取扱いについて」という資料をご覧ください。

始めに、表の右側をご覧ください。こちらが、遊休農地の認定の流れとなっております。まずは 8 月頃に実施していただいた利用状況調査から始まります。その結果、管理不良であった筆については各地区協議会で取扱いを協議しております。

その協議により、遊休農地として認定すべき農地とされた筆が、本議案における審議の対象となります。審議の結果、遊休農地と認定された筆については、今後、利用意向調査を行っていくこととなります。

これまでの遊休農地の認定状況につきましては、配付資料の⑤-1 をご覧ください。令和 2 年度と比較して、令和 3 年度は増加しており、令和 4 年度についても、令和 3 年度と比べて 2 筆減少しましたが面積は 2,947 平米増加しております。

配付資料の④に戻りまして、表の左上をご覧ください。こちらは昨年度に認定した遊休農地の流れになります。遊休農地に認定された筆については、まず、利用意向調査によって所有者の意向を把握します。その後、農地管理の改善がなされていない時は、農地中間管理事業の活用を検討する対象となります。

そして、表の左下になりますが、農地中間管理機構の借受けの基準に適合するにもかかわらず、正当な理由なく貸出しの申込みが行われない農地は、勧告を受けます。今年度は、勧告に至った農地はありません。勧告に至らなかった農地の状況が、

配付資料の⑤-2 となります。

それでは、遊休農地の認定についての審議に入りますが、議案に入る前に、昨年度認定された遊休農地のうち、これまでに改善された事例が 12 件ございましたので、地区農政課長から報告していただきます。配付資料の⑤-3 をご覧ください。

まずは、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

配付資料⑤-3「遊休状態が解消した農地一覧」の、緑 1 から緑 9 までの緑区大高町字定納山の 9 筆についてです。

配布資料⑥「遊休農地解消筆」に写真がございますので、2 ページも併せてご覧ください。

当該 9 筆は、同一所有者で、合わせて 1,748 平米の生産緑地で、令和 2 年度に遊休農地に認定されましたが、令和 3 年度に、いわゆる「都市農地貸借法」に基づく賃貸借が行われ、令和 4 年 1 月の当委員会総会の議決を経て、ワイン用のブドウを栽培する事業計画が認定されました。

当初の事業計画では、赤・白、それぞれのワイン用ブドウの苗木約 200 本の植え付けを計画していましたが、赤品種用の苗木約 100 本の入手ができず、現在は、白品種用の苗木約 100 本が植え付けられた状態となっており、赤品種用の苗木は、調達できしだい植え付ける予定となっています。農地全体としては、繁茂していた雑草が除去され、定期的に除草が行われるなど良好に管理されており、今後も良好に管理されると見込まれます。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長	中川農政課管内では、2筆の遊休状態が解消されました。写真につきましては、配付資料⑥の3ページと4ページがこの対象になります。 まず、中川1についてです。 当該地は、令和元年度に遊休農地に認定されましたが、今年2月に、隣地の耕作者に対し利用権が設定され、現在はトウモロコシ、タマネギなどが植えつけられ、良好に管理されております。 次に、中川2についてです。 当該地は、令和元年度に遊休農地に認定されましたが、今年6月の農業委員会総会にて農地法第3条の許可がなされ、現所有者により、トウモロコシ、大根、ニンジンなどが植え付けられ、良好に管理されております。報告は以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	港1につきまして、平成30年度に遊休農地に認定されておりましたが、写真を見ていただきますと、ミカン、キウイが確認できると思います。 キウイ、ミカン等の果樹がきちんと管理されており、除草等がある程度されておりますので、遊休農地を解消するものであります。 港地区からの報告は以上です。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見等はございますか。

特にないようです。

それでは、審議に入りたいと思います。議案の 22 ページをご覧ください。始めに、東部・緑地区の遊休農地の認定について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

10 月 25 日に開催いたしました東部・緑地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果を報告します。

担当委員さん及び事務局職員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、昨年度までに遊休農地に認定済みの 26 筆のうち、平成 2 年度に認定した 9 筆については遊休農地を解消すべきものとし、残りの 17 筆と今年度新たに認定すべきもの 7 筆の合わせて 24 筆について、遊休農地に該当するとの判断にいたりました。

それでは、議案とともに、配付資料⑥をあわせてご覧ください。

初めに、番号 1-1 から 1-5 の 5 筆についてです。資料⑥は 8 ページから 10 ページです。こちらは、一体の生産緑地で、令和元年度に遊休農地に認定されたものです。

次に、番号 1-6 から 1-17 の 12 筆についてです。資料は 11 ページから 14 ページです。これら 12 筆の所有者は同一で、令和 3 年度に遊休農地に認定されました。

以上については、いずれも昨年度と同様、農地の遊休状態が改善されておりました。

次の番号 1-18 からは、今年度新たに、遊休農地に該当するとの判断にいたった分となります。

まず、1-18 及び 1-19 です。資料は 15 ページです。

こちらは、所有者は同一人、一団の生産緑地で、畑や果樹畑として管理されてきましたが、主たる耕作者である所有者の父親が高齢になるにつれ状況が悪化しはじめました。最近では雑草が繁茂し、指導するも改善されず、今後も改善が見込めないような状況です。なお、所有者は、生産緑地指定後 30 年経過による買取申出を考えているとのこと。

次に、1-20、資料は 16 ページです。

こちらにつきましては、単独の生産緑地で、現所有者が相続後、管理を行ってきましたが、最近では雑草が繁茂し、指導するも改善されず、今後も改善が見込まれないような状況です。

続いて、1-21、資料は 17 ページです。

こちらでも単独の生産緑地で、斜面にある果樹畑として管理されていましたが、夫の死亡後、相続した現所有者は高齢で、現在、施設に入所中であり、長男が妻と長女とでなんとか管理を行っていましたが、最近では管理が行き届かず、雑草が繁茂する状況となりました。指導に対し、一部除草が実施されましたが、大部分が雑草繁茂の状態で、今後も大幅な改善が見込まれない状況です。なお、生産緑地指定後 30 年経過による買取申出を考えているとのこと。

続いて、1-22、資料は 18 ページです。

こちらにつきましても単独の生産緑地で、田を畑にして管理されてきましたが、最近、雑草が繁茂し、指導するも改善されず、所有者も高齢で、今後も改善が見込まれない状況です。なお、生産緑地指定後 30 年経過による買取申出は、現段階では考えていないとのこと。

最後に、1-23 及び 1-24、資料は 19 ページです。

こちらにつきましては、所有者は同一人、一団の生産緑地で、現在区画整理中です。区画整理前は果樹畑で、区画整理により作止めとなり、その後現所有者が相続しました。換地後は農地としての管理ができず、最近は、除草も実施されなくなり、雑草が繁茂した状態で、今後も改善が見込まれない状況です。

以上、これらの生産緑地 24 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

なお、いずれの農地も、納税猶予の対象筆とはなっておりません。

よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、西部・守山地区の遊休農地の認定について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

それでは、10 月 20 日に開催いたしました西部・守山地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。

事務局及び地区担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、まず、今年度新たに遊休農地とすべき筆はありませんでした。

次に、昨年度までに遊休農地に認定済みの中村区の 1 筆、守山区の 49 筆、合計 50 筆については、いずれも昨年度と同様に、耕作がされておらず、かつ雑草雑木の繁茂等もあり、農地の遊休状態が改善していませんでした。

よって、これら 50 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、中川地区の遊休農地の認定について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

10 月 26 日開催の中川地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。

事務局及び地区担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、今年度については、昨年度までに遊休農地に認定済みの 7 筆と、新たに遊休農地とすべきものが 1 筆の、計 8 筆について、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定による遊休農地に該当するとの結果に至りました。

では、議案資料のほうの 34 ページ及び配布資料⑥の 28 ページから 35 ページが該当となります。

番号 3-1 から 3-7 については、昨年度までに遊休農地に認定済みの筆となりますが、いずれも昨年度と同様に耕作がされておらず、かつ、耕作再開が見込まれず、農地の遊休状態が改善していませんでした。

また、今年度新たに遊休農地に認定する予定の 3-8 については、今年 5 月に現地を確認した際、雑草が繁茂しているのを確認し、改善する旨の指導を行いました。その後、除草剤がまかれた様子は確認できたものの、雑草が繁茂したままの状態、目立った改善はしていませんでした。

よって、これら 8 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作

の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、港地区の遊休農地の認定について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港区では、9月29日に地区協議会を開催し、農業委員、農地利用最適化推進委員の8名の委員により、いずれの筆が遊休農地の候補になるかを協議しました。その結果について、ご報告いたします。

昨年度は、遊休農地が29筆ありましたが、1筆が解消され、28筆が継続、今回新たに2筆2か所を遊休農地に認定候補にすると協議しました。

これから、ご報告する農地は、農地法第32条第1項第1号に該当する農地です。また、すべてが市街化調整区域で農振区域に位置しています。

それぞれ、お手元の写真も、参考にご覧ください。

まず、番号が4-1から4-28につきましては、昨年度、すでに遊休農地に認定されたものです。これら28件について、まとめて説明いたします。

いずれの農地も、指導を継続してきましたが、写真のとおり、雑草や樹木が生い茂って、改善の兆しが無い状態です。

次に、番号が4-29及び4-30の一体の2筆は、利用状況調査の結果を踏まえ、地区協議会で協議したところ、新たに遊休農地に該当すると判断いたしました。

4-29 及び 4-30 につきましては、畑で、除草実績はあるものの、雑草が多数生い茂っている状況です。

耕作勧奨してきましたが、解消される見込みがないことから、遊休農地の認定の議案に上げたものです。

港地区からの報告は以上です。よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。只今の各地区からのご報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

成田委員 臨時で来ました成田でございます。

遊休農地、ほんとにこれだけ増えてきて、なかなかそう言っても、農業やっても肥料が高くなったし、経営もなかなかできない。それから高齢化だとか、何を作ったらいいかようわからんと。そういう中で相続なり又は、先ほど言った高齢化でできなくなっちゃったわけですけど、農業委員としてどうするか、事務局としてどうするのか。僕の場合も私の管内の現地調査に行ったわけですけども、私は野草はあんまり上手に枯らすことができない。果樹園をやっとして、いつもうちのヤツに叱られて、下手くそな除草のやり方だって言われましたけども、最近市販の除草剤ですけども、規定量の 100 倍でやると非常に効くようで効かない。この頃 50 倍で使うようになった。隣の人がそういうことやってたから、なかなかよう枯れとるなあ、俺は全然枯れんけど。ほんで聞いたら 50 倍だって。もっと濃厚でやっとする人もありますけども。まあ、そんなんじゃなくても、50 倍でやりましたら果樹畑もきれいに枯れるようになりました。ああなるほど、期間も 3 ヶ月やそこらぐらいできれいに枯れると。まず第一に草がいっぱい生えてる。行政もいかに雑草を減らすことがまず第一。そのために除草剤をどういう風な使い方をするか。近隣に迷惑かけないようにするために、その濃度でかけなさい。10 アールを私がかける場合、だいたい手が

けでやりますと1時間ぐらいでやりますけども、手がけのやつでも20リットルあればやれるような気がします。雑草がものすごい生えてたらいかんですよ。30センチやそこらのです。そういうことから言うと、それは容易いことではないかなと私は思う。それが一つ。

まずはきれいにして、耕作準備をする。その次にやっぱりトラクターか耕運機か、まあ、JAみどりの場合は耕運機がリースで貸していただけるようなことがありますので、そうしたものを使って耕作準備をする。これが二つ目じゃないかなと思います。

ただ次に大変なことは、何を植えるかということなんです。それは地域によって振興作物は違いますので、それはお互いに本来は農業委員もそうですし、最適化委員ももちろんですけども、やはり農協とか、行政の人もあるって、いろんなものをこういうものを植えたらどうでしょうかという提案をもっとすべきじゃないかなと思います。それでもできない。三つか四つ目の話になるんですけど、先ほど解消された大高の事例ですが、ワインの話。誰かが非常に喜ぶかもしれませんが、たまたま常滑でワインを勉強されて営業されてる人がお見えになって、なぜか私を区役所から、いっぺん面接やってくれんやっていう話で、どこでどうするかと、本当はブドウ屋さんであんまり面積多い人で困って管理ができないもんで、死んでしまうくらい面積がある人と思って折衝したんですけど、息子が嫌だって言って。たまたまそういう遊休農地がありまして、そこで今こうしてワインができるという。名古屋産ワインが、数年うちにできるということは非常に素晴らしいことだと思います。だからこうしたこと、または誰かが耕作してもらうようなそういう手立てをするなり、いろんな方法があるし、もうちょっと言うと、市民が楽しむようなそういう貸農園をやるようなことも、名古屋市として考えて。日本一の名古屋の農業って、そういうことを言えるような人がおってほしいですけどね。そうしたことをすることが行政としても大事なように思う

んです。まず一步は除草剤かけること。それをどうやって示すかと。今日、課長さんとか話しとったんですけど、中には連絡が取れないような人までお見えになって非常に困ってる、地域でも困ってるっていう人もありますけど。やはり地域で支えて、そのために行政なり農業委員の皆さんが手を携えてあげることがまずは大事。それから自ら農業委員は当然ですけども振興作物作ってやっぱり儲かる。と言っても儲からんのは現実でございまして、税金が高いのが現状ですもんで、非常に難しい。肥料も高くなってる。農薬も高くなってる。これから食料不足になってしまうような中で、やはりどんなもんでもいいんじゃないかなと思うんです。例えば私は食糧難対策で言うなら、サツマイモをもっと植えて、小学校の人や幼稚園の人に掘っとってもらうような、そうしたことも緑区でもやっておりますので、やはり知恵を出し合う、それを地域でみんなで考えると。残念ながらここではないですけど、安城だとか、私が勤めとったところでは、地域で毎年定例でそうしたもの、俺らの地域は田んぼはお前に任した、俺が作る作物はこの地域でみんなまとめて作ろう。中には私がおった担当、私は果樹でしたのでイチジクですけど、イチジクをここで集団で作ろうじゃないか。みんなで手を携えて女性の人が活躍できるような、収穫がビューホテルで一杯飲んで、海外にでも行こうかっていうぐらい勢いをもってやって、農協も販売をやってイチジクなんか日本一の産地になっておったわけですけど、私は毎日研究会を定例に7回ぐらいやったり、現地で研究会を指導しておりましたけど、非常に楽しくできました。そこまで名古屋の地域では難しいとは思いますが、みんながそうやって雰囲気を作ることが大事なように思います。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。今のはご意見ですね。他に何かございますでしょうか。

他にないようです。それでは、第80号議案の各案件につきましては、各地区協議会からのご報告の通り、遊休農地に認定することとしてよろしいかお諮りします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 80 号議案の各案件につきましては、ご報告のとおり遊休農地に認定いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 4 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 11 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 27 件 続いて、12 ページから 19 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 22 件 続いて、20 ページから 46 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 76 件 続いて、47 ページから 50 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 9 件 続いて、51 ページから 54 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 10 件 続いて、55 ページから 57 ページにかけまして、農地法第 18

条第 6 項の規定による合意解約通知が 9 件

続いて、58 ページですが、転用届出に係る訂正願が 4 件

続いて、59 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、60 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

続いて報告（2）「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出」についてです。

毎年、名古屋市農業委員会では、農業施策等に関する意見書を市長に提出しているところでございますが、来年に委員の改選をむかえるにあたって、一度、現在の意見書について振り返りをしたいと思います。また、委員の皆さまからご意見をうかがい、実施方法を見直すことを検討しています。

始めに、市長へ提出した意見書の状況を振り返りたいと思います。左上に「報告 2」と記載のある A3 の資料をご覧ください。こちらに、現在の意見書の主な意見等を整理しました。内容について、事務局より説明をお願いします。

農政係長

今年度提出いたしました意見書につきまして、状況の報告を申し上げます。

まず、左の項目をご覧ください。現在の意見書は「1 税制」か

ら「6 遊休農地・荒廃農地の解消について」まで6項目で構成されています。

その右の欄で主な意見としまして、

「1 税制」では、相続税納税猶予の終身営農要件緩和等。

「2 生産緑地」では、特定生産緑地の制度周知。

「3 農業基盤の維持・整備」では、老朽化した施設等に対する土地改良事業等への予算の増額。

「4 人材育成」では、幅広い講座、研修の実施等。

「5 地産地消の推進」では、地産地消イベントや農業体験等のなお一層の充実等。

「6 遊休農地・荒廃農地の解消について」では、荒廃農地等解消のための交付金の復活。

があげられております。

提出した年度は主な意見の各項目の右側の欄に記載しております。

市の対応状況につきましては、提出した年度の右側の欄に各項目に対して、国等へ要望するものや、市の施策として実施しているもの、等に分けて記載しております。

その右側の欄に、意見書の成果を記載しています。

具体的に市の施策に結びついているものや、生産緑地のように、制度周知を実施した結果として成果が見られたもの等をあげております。

最後に一番右側の欄に、達成度についての記載です。

会長はじめ役員の皆さまにお聞きして、成果が表れているものを二重丸、一定の成果が見られたものは丸、達成には制度的な課題があるものを三角など、記載しております。

現状の意見書の状況は以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。

これまでの意見書の成果としましては、市の施策に結びついているものや、生産緑地のように、制度周知を実施した結果として成果が見られたものがあげられます。

また、達成度として各意見に対し、二重丸、丸、三角を記載してありますので、ご確認ください。

以上のことを踏まえて、今後の意見書のあり方を検討するため、アンケートの形式により委員の皆さまのご意見をうかがうこととしたいと思います。「農業委員会の意見書に関する調査」について、事務局より説明をお願いします。

農政係長

続きまして、「農業委員会の意見書に関する調査」と記載しておりますA4の資料をご覧ください。

まず、意見書について、改めてご説明しますと、農業委員会は、「農地利用最適化」の成果につなげるため、必要があると認めるときに実施することが規定されています。

農地等の利用の最適化を意見の目的としており、主に「農地の利用集積」、「遊休農地対策」、「担い手・新規就農者の育成」、「都市農業振興」などについての意見が挙げられます。

次に県下の農業委員会の状況について、毎年意見書として実施しているのは、本市含めまして、2農業委員会です。

農地利用の最適化推進に必要があると認める時に実施しているのは、7農業委員会です。実施していないは、45農業委員会です。

以上の状況を踏まえまして、来年農業委員、農地利用最適化推進委員の改選が行われるにあたり、現在の意見書の実施方法や、各項目について、11月総会、12月総会を通じまして、委員の皆さまにご意見を伺うアンケートを実施して、取りまとめ

た後に、総会で報告して、お諮りすることを予定しております。

大変恐縮ですが、調査に関しての各項目に丸を記入、またご意見を記載していただきまして、1月10日までに都市農業課もしくは地区農政課へ提出いただくようお願い申し上げます。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。委員の皆さまには、このアンケートについて、期限までにご提出をよろしくお願いいたします。1月10日締め切りですので、すみませんがよろしくお願いいたします。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

農政係長

その他 数点、ご案内いたします。

1点目、右肩に配布資料⑦と記載しています「名古屋市農業委員等の募集について（ご案内）」をご覧ください。

令和5年9月18日に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了することから、今後募集を実施して参ります。

概要を説明致します。

募集人数につきましては、前回の改選と変更ございません。任期は、令和5年9月19日から3年間です。

主な業務内容として、ご覧のとおりで、最近では農地等の利用最適に関する業務に重点が置かれています。募集方法や推薦を受ける者及び応募する者の資格等はこちらのとおりです。

裏面をご覧ください。スケジュールの項目で、今後公募を令和5年1月から2月にかけて実施する予定です。その後、選考を経て、9月に任期を開始する日程を予定しております。

農業委員等の募集について、ご承知おき下さいますようお願いいたします。

続きまして、その他報告の 2 点目でございます。配付資料⑧をご覧ください。

農地の権利取得につきましては、農地法第 3 条において規定をされてるところでございます。

今回、農地法改正に伴いまして、農地の取得にかかる下限面積の要件が撤廃される改正がございます。

現行においては、農地の取得にあたる下限面積は、農業委員会が別段の面積を定めることができるとされており、本市では 20 アールを下限面積としております。

農地法の改正が施行されますと、「農地を全て効率的に利用すること」等の許可要件基準は変わりませんが、「一定の面積を経営すること」の要件が廃止されます。

愛知県農業会議からの情報では、農地法の改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行される予定とのことです。

今後の運用につきましては、国からガイドライン等が示されるとされております。情報等がございましたら、総会等でご報告して参りますので、よろしくお願いいたします。

最後に 3 点目のご案内です。配布資料⑨をご覧ください。

「令和 5 年度 総会日程（案）」でございます。今年度同様原則 20 日に開催する予定でございます。土日祝日にあたる場合は、後ろ倒しを予定しております。いずれも午後 2 時からこちらの西庁舎 12 階の 12C 会議室で開催する予定でございます。

議長（会長）	す。 なお、例年通り、5月と1月につきましては、月初に大型の連休がありますので、それぞれ25日とさせていただきます。 9月につきましては、現在の委員の任期が9月18日までとなっており、18日が祝日にあたることから、開催日を15日としております。 来年度の日程でございますけれども、あらかじめ日程の調整をいただきますよう、よろしくお願いします。以上でございます。 その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和4年第11回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	---

閉会（午後3時10分）